

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 896 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="572 1297 851 1329"><u>2024年10月31日</u></p> <p data-bbox="572 1444 851 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1789 562 2157 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1843 1297 2122 1329"><u>2024年12月1日</u></p> <p data-bbox="1843 1444 2122 1476">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2024年12月1日から実施します。 <u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。 <u>(特例措置)</u> 3 2024年12月1日から2024年1月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと同時に、コース1に係る光電話サービス契約の申込みまたはコース1に係る光電話サービスの変更の請求を行った光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。 光ネットサービスを新規契約する場合に、以下の特例措置を実施します。 (1) コース1に係る基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料及び付帯サービスに関する料金(ただし、電話帳掲載料は除く)については、光電話サービスの基本利用料が課金される月から1ヶ月に限り、0円とします。 (2) 他の減額措置により、コース1に係る光電話サービス契約の基本利用料が0円とされる場合は、他の減額措置が終了する翌月から(1)の特例措置を実施します。</p>	